

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年6月2日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名	横尾導水ポンプ所監視制御盤外設置工事	
(2) 工 事 場 所	大分市大字下郡400番2外	
(3) 工 期	○	契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで
	—	※余裕期間を設定（任意着手方式） 工事の始期から○○日間（ただし、工事着手期限日である令和○年○月○日までに工事を開始すること。）
	—	※余裕期間を設定（発注者指定方式） 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで
	※余裕期間については【別紙1】及び【○○工事特記仕様書〈第○○条（余裕期間の適用について）〉】を参照	
(4) 工 事 概 要	排水ポンプ設置・・・1式 制御盤設置・・・1式 水位計設置・・・1式	
(5) 予 定 価 格	¥12,184,700.－（消費税及び地方消費税を含む。） ¥11,077,000.－（消費税及び地方消費税を除く。） なお、本工事は最低制限価格を設定する。（【別紙2】を参照）	
(6) 支 払 条 件	前 払 金 有 中間前払金 有 部 分 払 なし	
(7) 備 考		

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものに限り入札参加を認める。

(1) 共通事項

① 入札参加者の資格	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 経 営 事 項 審 査	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
③ 指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に

	係る指名停止等の措置に関する要領」（平成１２年大分市告示第４７７号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
④ 暴 力 団 排 除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成２４年大分市告示第３７７号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
⑤ 不 渡 り の 有 無	開札予定日以前３月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
⑥ 倒産手続等の有無	次のいずれにも該当しない者であること（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。 ア.破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ.会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ.民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
⑦ 建 設 業 の 許 可	特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。（建設業法第３条第１項第１号又は第２号）
⑧ 技 術 者 の 配 置	建設業法第２６条に規定される本案件の業種における技術者を当該工事に配置できること。ただし、余裕期間が設定されている場合は、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。
⑨ 電 子 登 録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

(2) 本案件に関する事項 （表中、○印を付したものを要件とする）

区 分	適用	要 件
① 業 種	○	電気工事 （公告日において、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」（平成１７年大分市告示第１６１６号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。）
② 等 級	○	令和８年度 において、①業種の A等級 に格付けされている者であること。
③ 指 名 希 望 順 位	—	令和８年度 において、①業種の 指名希望順位を第１位又は第２位 としている者であること
④ 総 合 評 定 値	○	令和６年１０月１日 から 令和７年９月３０日 までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）に記載されている電気工事の総合評定値（総合評点）が ８００点以上 の者であること。
④ 本 店 所 在 地	○	建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にあること。
⑤ 専 任 技 術 者	—	（【別紙３】を参照） ただし、入札金額に１００分の１１０を乗じて得た額が４，５００万円（建築一式工事にあつては９，０００万円）未満となる場合は、専任配置を求めない。

⑥技術者の兼務	—	「大分市上下水道局における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」を参照
⑦施工実績 その他事項	—	

3 入札参加制限等（本案件は、下記表のうち、○印を付した制限を適用する）

区 分	適用	備 考
(1) 手持工事における 入札参加制限	○	（【別紙4】を参照）
(2) 同日開札における 落札制限	—	

4 入札手続等（表中の期間は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 担 当 課	大分市上下水道局上下水道部 総務課 契約監理室 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 (電話) 097-538-2413		
(2) 本公告内容の交付 期間、場所及び 交付方法	① 交 付 期 間	令和8年6月2日（火）から 令和8年6月16日（火）午後5時まで	
	② 交 付 場 所	(1)担当課に同じ	
	③ 交 付 方 法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 (大分県共同利用型 入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)	
(3) 設計図書等の閲覧 期間及び閲覧方法	① 閲 覧 期 間	(2)の①に同じ	
	② 閲 覧 方 法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用のCD-Rを契約監理課に持参して提出すること。	
(4) 設計図書等の 質疑応答	① 質 問	提 出 方 法	書面を持参又は電子メール。ただし、電子メールで提出する場合は、提出前に(1)担当課に電話連絡を行うこと。 e-mail : ss-keiyaku@city.oita.oita.jp
		提 出 期 間	令和8年6月3日（水）から 令和8年6月10日（水）まで (午前8時30分から午後5時まで)
		提 出 場 所	(1)担当課に同じ
	② 回答の閲覧	閲 覧 期 間	質問があった翌日から起算して2日後までに開始し、入札書受付締切日までの午前8時30分から午後5時まで
		閲 覧 方 法	電子入札システムによる。

			(※電子入札システムにより閲覧できない場合は、 (1)担当課の場所において閲覧に供する。)	
(5) 競争入札参加資格 確認申請書及び 競争参加資格 確認資料（以下 「申請書等」 という。）の提出	① 提出 期 間	令和 8 年 6 月 2 日（火）から 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 5 時まで		
	② 提出 方 法	原則、電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、 次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。		
			アプリケーション	ファイル形式
		ア	Microsoft Word	・ Word 文書（.docx） ・ Word97-2003 文書（.doc）
		イ	Microsoft Excel	・ Excel ブック（.xlsx） ・ Excel97-2003 ブック（.xls）
		ウ	その他	・ PDF（.pdf） ・ テキストファイル（.txt）
		（ ）は拡張子		
	③ 提出 様 式 （○を付した様式 を作成・提出す ること）	○	競争入札参加資格確認申請書	様式第 1 号（その 1）
		—	履行実績	様式第 2 号（その 1）
		—	配置予定技術者の資格等	様式第 3 号（その 1）
(6) 現 場 説 明 会	実施しない。			
(7) 入 札 保 証 金	免除			
(8) 入札及び 積算内訳書の提出	① 提出 期 間	令和 8 年 6 月 1 5 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午後 5 時まで		
	② 積算内訳書の 作成	入札書の提出時に併せて、積算内訳書の提出をすること。（入札金 額と積算内訳書の工事価格計の総合計（消費税及び地方消費税を除 く。）は一致していること。） 書式は、作成例を参考に設計図書にある各項目（土木積算の場合は 工事数量総括表の費目・工種・種別・細目、建築積算の場合は内訳の 名称）に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 ファイル形式は(5)の②と同じ。		
	③ 入 札 方 法	電子入札システムによる。		
	④ 入 札 回 数	原則として 1 回とする。		
	⑤ そ の 他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>1 0 0 分の 1 0</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の 端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格と する。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった契約希望金額の <u>1 1 0 分の 1 0 0</u> に相当する 金額を入札書に記載すること。		
(9) 開 札	① 開札予定日時	令和 8 年 6 月 1 7 日（水） 午前 9 時 4 0 分		
	② 開 札 場 所	大分市城崎町 1 丁目 5 番 2 0 号 大分市上下水道局 5 階 5 1 会議室		

	③ 開札の立会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。 (「大分市電子入札立会要領」を参照)
	④ 落札者決定の保留	開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
(10) 事後審査及び 入札結果の公表	① 事後審査	開札後に、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査する。 ア 最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合は、最低価格入札者を落札者とする。 イ 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。 なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、以降同様の手続を行う。
	② 入札の無効	(10)の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は 無効 とし、その結果を通知する。
	③ 入札結果の公表	(10)の①事後審査により落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
(11) 入札参加者の公表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明（表中の期間は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、4の(10)の②入札の無効の通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約担当者に対し競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は4の(1)担当課とする。
(2) 回答	(1)の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

6 入札の無効

次の各項の一に該当する入札は 無効 とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
(1) 入札者としての資格のない者のした入札
(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
(5) 入札金額を訂正した入札
(6) 予定価格を上回る入札
(7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
(8) 郵送による入札
(9) 電子入札にあっては、上下水道事業管理者が指定する認証方法を用いない入札
(10) 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた

入札 (11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (12) 申請書等を提出しなかった者のした入札 (13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 (※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。) (14) 入札参加制限を受ける者のした入札 (15) 提出期限までに積算内訳書（入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。）を提出しなかった者のした入札 (16) 積算内訳書の工事価格計（消費税等相当額を除く。）又は業務価格計（消費税等相当額を除く。）が、入札価格と一致していない者のした入札 (17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

7 その他

(1) 開札後の異議申立て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。												
(2) 落札候補者の行った入札の無効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき												
(3) 落札者決定の取消等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が、(2)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。												
(4) 契約保証金の納付	契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ① 利付き国債の提供 ② 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証												
(5) 契約保証金の免除	次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。												
(6) 請負業者賠償責任保険	本工事の施工に当たっては、本工事の特記仕様書中「建設工事に関する保険等」に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 (※被保険者名は「請負者、全下請負人」とすること。) 填補限度額は、 <table><tr><td>対人賠償</td><td>(被害者1名当たりの填補限度額)</td><td>1億円 以上</td></tr><tr><td></td><td>(1事故全体の填補限度額)</td><td>2億円 以上</td></tr><tr><td>対物賠償</td><td>(1事故全体の填補限度額)</td><td>3千万円 以上</td></tr><tr><td>免責金額 (自己負担額)</td><td></td><td>10万円 以内</td></tr></table>	対人賠償	(被害者1名当たりの填補限度額)	1億円 以上		(1事故全体の填補限度額)	2億円 以上	対物賠償	(1事故全体の填補限度額)	3千万円 以上	免責金額 (自己負担額)		10万円 以内
対人賠償	(被害者1名当たりの填補限度額)	1億円 以上											
	(1事故全体の填補限度額)	2億円 以上											
対物賠償	(1事故全体の填補限度額)	3千万円 以上											
免責金額 (自己負担額)		10万円 以内											

(7) 下 請 負 契 約	本工事に係る下請負契約については、大分市内に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。
(8) 工 事 材 料 納 入	本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を大分市内に本店を有する者から選定するよう努めること。
(9) 定めのない事項	この公告に定めのない事項については、大分市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成１８年１１月２８日施行）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
(10) 情 報 公 開	入札に関し提出された書類については、大分市情報公開条例（平成１６年大分市条例第３号）に基づく情報公開の対象とすることがある。
(11) 照 会	不明な点は、大分市上下水道局上下水道部総務課契約監理室に照会すること。 電話　０９７－５３８－２４１３

【別紙1】余裕期間制度について

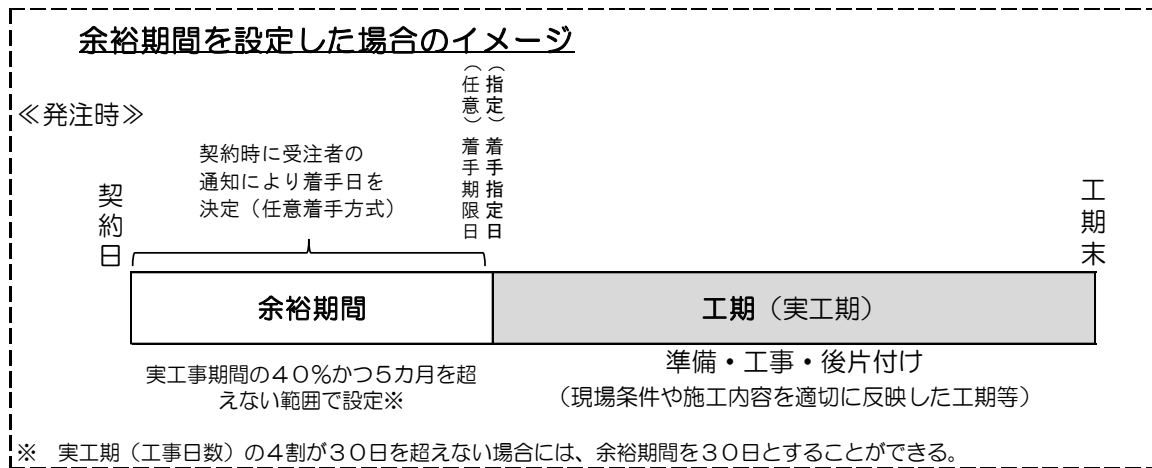
工事着手前に労働者の確保や建設資機材等の調達ができる期間（余裕期間）を設定することにより、受注者側の円滑な施工体制の確保と施工時期の平準化を図るため、余裕期間制度を試行する。

（1）対象工事

設計金額130万円を超える建設工事で、発注者が必要と認めた工事

（2）制度の方式

発注者が示した工事着手期限日までに受注者が工事の始期を選択する【任意着手方式】と、発注者が工事の始期を指定する【発注者指定方式】のいずれかを適用する。



（3）余裕期間

【任意着手方式】 契約日から、受注者が決定した工事着手期限日の前日まで。

【発注者指定方式】 契約日から、発注者が指定した工事の始期の前日まで。

（4）余裕期間内の技術者等の配置

余裕期間内における主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は不要とする。

（5）余裕期間内の現場管理

余裕期間中の現場管理は、発注者の責任で行うこととし、受注者は現場事務所等の設置、測量、詳細設計、工場製作、資機材の工事現場への搬入等の工事準備及び工事を行うことができない。

（6）工期

【任意着手方式】 受注者が決定した工事の始期から、発注者が算定した実工期（工事日数）を加えた期間

【発注者指定方式】 発注者が指定した工事の始期から、発注者が算定した実工期（工事日数）を加えた期間

（7）契約保証金

落札の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に添えて提出する必要がある。

履行保証保険契約等については、契約書類提出時に保証期間が開始されている必要がある。

（8）請負業者賠償責任保険

工事の始期から保険期間が開始されている必要がある。

（9）前金払

契約日から30日以内に請求

【別紙２】最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度のことである。

本市では、建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札において、最低制限価格制度を導入しており、以下のとおり取り扱うこととする。

１ 対象案件

設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等

２ 算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注１）「直接工事費の 97% の額」、「共通仮設費の 90% の額」、「現場管理費の 90% の額」、「一般管理費等の 68% の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注２）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

（注３）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は 9.2/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注４）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）の合算額に、100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（少数第3位を四捨五入し、第2位までとする）とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限值} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限值}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の50%の額	—	6/10から8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10から8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10から8.1/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の50%の額	2/3から8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10から8.1/10

※ 詳細は「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照

【別紙3】専任で配置する技術者について

1 雇用関係

入札の申込のあった日（競争入札参加資格申請書を提出した日）以前3ヶ月以上の雇用関係があること。

2 届出の様式

専任配置可能技術者〔発注工事の契約書類提出日（落札決定通知日から7日以内）において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。〕は、「配置予定技術者の資格等」（様式第3号（その1））により届け出るものとし、「競争入札参加資格確認申請書」（様式第1号（その1））とあわせて提出するものとする。

3 複数の候補者の届出

専任配置可能技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。

4 届け出ていた者が本工事に配置できなくなったとき

専任配置可能技術者として届け出ていた者を他の工事（本工事と同日開札の大分市上下水道局契約監理室発注の工事を除く）に主任技術者又は監理技術者として配置することとなった場合は、開札予定日時までに、その旨を記載した書面を提出すること。なお、その場合はその者のした入札は無効とする

ただし、開札予定日時までに書面による届出がなく本工事に専任配置できなくなった場合は、入札の無効もしくは落札者決定の取消を行ったうえ、指名停止要領に基づく指名停止の対象とする。

5 専任技術者の途中交代

契約締結に当たっては、様式第3号（その1）により届け出た専任配置可能技術者を配置するものとする。

ただし、次の①から④のいずれかに該当する場合においては、その途中交代を認めるものとする。

- ①死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ②受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ③工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ④工事工程上技術者の交代が合理的な場合

6 余裕期間制度を適用する工事の場合

この場合における専任配置可能技術者とは、工事の始期において確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいう。

【別紙４】 手持工事による入札参加制限について

公告日に、手持工事を２件（優遇措置の対象者にあつては３件又は４件）有している者は、本工事の入札において落札者にはなれない。

入札公告日の状況	入札参加制限	
ア．手持工事が２件 （優遇措置対象者にあつては３件又４件）	同じ業種の入札に参加できない	誤って同じ業種の入札に参加したときは、その者のした入札を無効とする
イ．手持工事が１件	参加可能な入札件数に制限はない	落札者となり、手持工事が上限に達したときは、その後の入札の落札者にならない
ウ．手持工事が０件		

１．手持工事とは

次のいずれにも該当する工事をいう。

- (1) 大分市上下水道局が発注した要件設定型一般競争入札による建設工事で、手持工事による入札参加制限の対象とした工事。
- (2) 本工事と同一業種の工事。
- (3) 本工事の公告日において施工中（落札決定の日から工事の完成検査終了日までの間にあるもの（公告日に完成検査を受検したものを含む。））の工事。公告日以降に落札した工事もこれに含む。
ただし、本工事の公告日の属する年度より前の年度において契約締結したものうち、当初請負代金額が３億円未満のものは除く。

２．優遇措置の対象者とは

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 公告日の属する年度及び過去５年度の間に、本工事と同業種の工事で大分市優良建設工事表彰又は大分市上下水道局優良建設工事表彰を受けた者
- (2) 公告日において、大分市に障害者雇用促進企業として登録されている者
- (3) 公告日において、大分市に障がい者優先調達推進企業として登録されている者
- (4) 公告日において、大分市上下水道局が設計施工一括発注方式にて発注した業務の契約締結をしている者、又は大分市上下水道局が設計施工一括発注方式にて発注した業務を完了した者であつて、完了した年度の翌年度から５年を経過していない者

３．手持工事の算入時期

入札に参加した工事の落札者となったときから手持工事の件数に算入する。

４．その他

- (1) 共同企業体として契約した工事にあつては、各構成員はそれぞれ手持工事を１件有しているものとする。
- (2) ２の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は手持工事を３件有することができる。
- (3) ２の(1)から(3)までのいずれかに該当する者が２の(4)にも該当する場合は手持工事を４件有することができる。